**兼務役員雇用実態証明書提出時の確認資料について**

法人を代表する者（代表取締役・理事長等）は被保険者とはなりません。

また、代表権のない役員（理事）についても、会社と役員（理事）の関係は委任関係ですので、被保険者とはなりません。

ただし、役員（理事）等であっても同時に部長、支店長など従業員としての身分を有する者は、就労の実態や賃金支払等の面からみても労働者的性格が強いものであって、**雇用関係があると認められる場合に限り**被保険者となります。

その場合、下記の確認資料を提示していただく必要があります。

監査役は商法上従業員との兼職が禁止されており、原則として被保険者とはなりません。

確認資料として提示していただくもの

ア．兼務役員雇用実態証明書

イ．登記事項証明書　　※　就任年月日を確認します

ウ．株主総会又は取締役会議事録等

エ．労働者名簿

オ．雇用契約書

※　就任前後の期間の就労実態及び賃金支払い状況等を確認します。

カ．出勤簿

キ．賃金台帳

ク．取得届または資格取得確認通知書・資格喪失届（様式第４号）

※議事録作成の際の参考例

取締役会議事録

令和 年 月 日 において取締役会を開催した。

取締役総数 名

出席取締役 名

上記のとおり出席があったので、代表取締役 が議長席に着き下記議案を討議した。

議 案 取締役 に係る雇用保険資格取得の件

議長は、取締役 （就任年月日 年 月 日）の業務内容から推して、当社規定の就業規則の基に、他の労働者と同様の業務を行っていることから察して、謄本上取締役ではあるが、一般の労働者としての子細が強いと見受けられる為、雇用保険加入の必要ある旨を延べ、令和 年 月 日より雇用保険資格取得の手続きをとることを取締役全員に諮ったところ、満場一致をもって次のとおり可決確定した。

取締役 の雇用保険加入手続きをとる。

取締役 の賃金を、賃金 　 円、役員報酬 　円

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は閉会を宣す。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役、下記に記名、捺印する。

令和 年 月 日

（会社名）

議　　　長

代表取締役 同

出席取締役 同

同 同

同 同

同　 同